

「平城宮跡内裏北外郭官衙出土木簡」の
重要文化財指定をめぐつて

一〇〇七年六月、「平城宮跡内裏北外郭官衙出土木簡」一七八五点が重要文化財に指定された。平城宮木簡の重文指定は、二〇〇三年の大膳職推定地出土木簡に次いで二例目で、これにより特別史跡平城宮跡からこれまでに出土した約五万点の木簡のうち、約三・六%が重要文化財になったことになる。

今回指定を受けたのは、内裏東北に位置する官衙内の土坑SK八二〇の木簡群で、出土は一九六三年に遡る（平城宮木簡）で報告）。SK八二〇は、一辺約三・七m深さ一・三mの方形のゴミ捨て穴である。一〇〇〇点を超える規模での木簡出土はこれが最初で、しかも官衙内の土坑という極めて一括性の高い遺物であり、木簡出土のあり方としては理想的な状況であった。日本の木簡研究の基礎はSK八二〇出土木簡の整理過程で形作られたといえ、木簡研究の原点がここにあるといつても過言ではない。

ここで研究というのは、文字資料としての属性のみを指すのではない。木簡の発掘、整理、解読、保存、公開という出土文字資料資料としての取り扱い方法全体をいうのであって、文字の解説はそ

の一要素に過ぎない。もつとも、理想的な木簡群であればこそ、逆にその後の研究を規制してしまったという面も否めない。文字資料としての画期的な内容がかえって木簡のもつ木製品としての属性を充分に認知するのを妨げた面、本来は木簡のもつ情報を表現する手段に過ぎないはずの艶文や型式番号がそれ自身自己目的化してしまった面、一括性の高い遺物であつたが故に出土位置や層位に対する顧慮がその後充分に払われたとは必ずしもいえない面など、數え上げればきりがない。しかし、それでもなお日本の木簡研究の原点がSK八二〇出土木簡にあることは紛れもない事実であり、それはこの上ない偉偉であつたと断言してよい。

今回の重文指定に関連してもう一つ忘れてならないのは、木簡の科学的保存処理技術の確立である。木簡の重要文化財指定には、保存処理が済んで安定した状態にあることが欠かせない。脆弱な遺物から情報をいかに充分かつ効率的に引き出し、それをどう表現して広く公開していくか、またその情報の検証が可能な万全の状態でいかに遺物を後世に伝えていくか、出土文字資料を扱う機関には、こうした課題への総合的な対応が求められる。私たちは今、木簡の保存と情報公開の両立を図りつつ、新しい木簡学の確立を図るという大きな責務を負っている。

（渡辺晃宏）